



お知らせします。2つの給付金

平成26年4月の消費税率引き上げにより、所得が低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として給付金が支給されます。

平成26年1月1日時点で住民票が茂原市にある方(外国人の方を含む)は、茂原市で受け付けとなります。申請書は、6月下旬ごろに支給対象者になると思われる方へ郵送します。
(申請方法については、2ページをご覧ください)

申請受付期間は、7月1日(火)～10月1日(水) (必着)

※期間を過ぎると給付金は受け取れません。お早めの申請をお願いします。

臨時福祉給付金

◆支給対象者

平成26年度の市・県民税が課税されていない方
※市・県民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者等は除きます。

◆支給額 1人につき 10,000円

※下記の年金や手当を受給されている方に対し、1人につき5,000円が加算されます。

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者

・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
お問い合わせは、臨時福祉給付金事務室(5階)

☎(23)2156、FAX(20)1605へ。

※土日・休日を除く9時～17時

子育て世帯臨時特例給付金

◆支給対象者

平成26年1月分の児童手当・※特例給付を受給し、児童手当の所得制限限度額未満の方

※児童1人当たり月額5,000円を支給

◆対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童は対象外です。

◆支給額 対象児童1人につき 10,000円

お問い合わせは、子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

※土日・休日を除く9時～17時

主な内容

- ◆臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請方法(P2)
- ◆子ども医療費助成受給券の更新と助成対象の拡大について(P4)
- ◆おめでとうございます 春の叙勲・褒章、危険業務従事者叙勲(P6)

今月の日曜開庁	6月22日(日)	8時30分～17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502 市民税課(2階) ☎(20)1577 収税課(2階) ☎(20)1578 本納支所 ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※7月の日曜開庁は、第3日曜日7月20日(日)です。

※一部取り扱えない業務もありますので、くわしくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】平成26年5月1日現在(うち外国人住民)
●総人口 92,119人(1,027人)
●男 45,365人(288人)
●女 46,754人(739人)
●世帯数 38,981世帯
※外国人住民の世帯を含む
【4月中の動き】※外国人住民を含む
●転入 342人 ●転出 426人
●出生 44人 ●死亡 78人